

第 105 回広島 2 人デモ

2014 年 8 月 8 日（金曜日）18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら “YES” と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしていただければ幸いです。

250km圏は原発被害地元 再稼働阻止には被害地元の 政治意思表示が必要です

原発立地地元・原発立地自治体とはどの範囲か？

川内原発の原子炉設置変更許可申請の審査書案が原子力規制委員会で承認され、薩摩川内市の地元の半径 5km 圏で安定ヨウ素剤が配布されるようになると、原発再稼働がにわかに関心味を帯びて受け止められるようになりました。

同時にどうしても避けて通れない問題が大きくクローズアップされるようになりました。それは「原発立地地元」「原発立地自治体」とはどの範囲を指すのか、という問題です。なぜこの問題が大きくクローズアップされるかということ、原子力規制委員会の規制基準に適合した原発であっても、「**原発立地地元・原発立地自治体の同意がなければ、原発を再稼働させることはできない**」とする認識が、ポスト・フクシマ時代の日本全体における合意事項となっているからです。

政府・経産省、そして原子力規制行政を直接担当している原子力規制委員会はここでも狡猾です。「原発立地地元」「原発立地自治体」の範囲は、どの法令にも書き込まれていないばかりか、規制委自身明確な定義を与えようとしません。たとえば表 1 をご覧下さい。規制委は立地自治体について曖昧な定義を繰り返すばかりです。原発を推進する側が地元自治体範囲をできるだけ狭く解釈したいのは当然です。

直接に原発が立地する自治体（以下**直接原発立地自治体**と表記します）は、その多くが原発推進勢力と利害関係が一致する「原発推進勢力」の一部を構成しています。またその首長には元高級官僚だったり、地元の経済界とつながりの深い人物が配置されています。彼らが原発再稼働に反対する気遣いはありません。しかし、ポスト・フクシマ時代、直接原発が立地する自治体のみを「原発立地自治体」とすることは完全に不可能となりました。現実に 2011 年 3 月の福島第一原発事故では、第一原発から 30km 圏どころか、50km 圏を越す飯館村までが避難区域となりました。しかもその避難基準は、チェルノブイリ事故の時の被曝線量 5mSv（年間実効線量）に比べて、4 倍も大きい 20mSv だったのです。その 4 倍も大きい避難基準をあてはめて見ても、なおかつ 50km 圏の中に避難地区が生じたのです。ポスト・フクシマ時代、直接立地自治体のみを「原発立地自治体」と定義するのは不可能なことでした。

ポスト・フクシマ時代、どの範囲を「原発立地自治体」とすべきか？これは原子力規制委員会にとっても大問題でした。「原発立地自治体」が拡大すれば拡大するほど「再稼働へ向けて合意」を得られにくくなるからです。

原発立地自治体の範囲は「あいまい戦術」

結局原子力規制委員会は、原子力災害対策指針の中で、「原子力災害重点区域」なるものを設定し、これを「おおむね 30km 圏」としました。それでは、「おおむね 30km 圏」が「原発立地自治体」と定義していいのかということそうではありません。もし各地の原発でフクシマ事故並の苛酷事故が起きれば、避難（一時移転を含む）の範囲が、30km 圏で納まることは絶対ないことが、放射性物質拡散シミュレーション（後述）で明らかになっているからです。そこで政府・原子力規制委員会は、原発立地自治体の範囲については「あいまい戦術」をとることにし、原発立地地元を決めさせようとした。というのは、立地地元を決めさせれば、主導権を握るのは直接自治体の存在する県当局であることは明白で、直接立地自治体の県当局は、「原発立地自治体」の範囲をできるだけ狭く解釈するだろうことは目に見えているからです。

表 1 原子力規制委員会とのやりとり
2014 年 7 月 23 日
(原子力規制庁・規制企画課)

- 今年 2 月頃の規制委員会合会で、原発立地地元での住民公聴会は、地元と規制委との共催としてもいいのではないかと議論があったが、この議論は今でも生きているのか？
規制企画課：今のところ、川内原発地元を含めてどこからも地元公聴会開催の要請がない。要請があった時点で、共催を含め考えていく。共催のアイデアは現在でも排除していない。
- その場合の問題点は、「地元」の範囲だ。規制委は「地元」をどこまでとらえているのか？田中委員長の記者会見速記録を読むと、田中さんは地元を原子力災害重点区域の 30km 圏に限定していない。原発に関心のある自治体は地元を含めて考えている。地元の範囲はどこか？
規制企画課：ボスがそういつているのに、下っ端の私がそれ以上のことはいえない。
- 私はたまたま広島に住んでいるが、規制委の放射性物質拡散シミュレーションを読み取ってみると、伊方原発からちょうど 100km 地点の広島は 1 週間で 4mSv の被曝線量となる。これは原子力災害対策指針に照らしてみると、UPZ 外の OIL2、つまり一時移転の対象地区となる。広島市は伊方原発の被害地元だ。広島市が被害地元として単独で公聴会を申し込んだら、規制委はこれを公聴会の要請があった、とみなすか？
規制企画課：（質問に直接答えずに）その意味では日本全体が地元、ということになる。
- 田中委員長は、必ずしも 30km 圏が原発立地地元と限定していない。関係する自治体はすべて地元だ、原発立地地元の範囲は各原発地元で決めてくれ、という意味合いのことを述べている。依然として原発立地地元の定義はあいまいだが、規制委とすれば、地元から要請があれば共催を含め、地元公聴会開催には吝かではない、というスタンスなのだから、公聴会開催に向けては早く地元の範囲を固めて下さい、ということか？
規制企画課：そういうことだ。

福井地裁判決を踏まえれば 250km 圏が原発被害地元

繰り返しになりますが、

- ① ポスト・フクシマ時代、原発再稼働にあたっては、少なくとも、原発立地自治体の同意を取り付けることが国民的合意になっている。
 - ② ポスト・フクシマ時代、原発立地自治体を直接立地自治体だけに限定するわけにはいかなかった。
 - ③ それでは、「原発立地自治体」はどの範囲か？
 - ④ 原発推進勢力はできるだけ狭く解釈したい
 - ⑤ 原子力規制委員会（以下 NRA）が作り、現在施行されている原子力災害対策指針では「原子力災害重点区域」を設定して、これを「おおむね 30km 圏」としている。
 - ⑥ おおむね 30km 圏が「原発立地自治体」と定義されているのかというとそうではなく、国・NRA はその範囲については「あいまい戦術」をとっている。
 - ⑦ 「あいまい戦術」をとっている理由は、チェルノブイリ事故での避難範囲を考えれば、本来 100km 圏を越す範囲の自治体が、関係自治体となり、この範囲で再稼働の可否を問えば、必ず再稼働反対となるのは目に見えており、原発再稼働を目指す国・NRA にとって得策ではない。かといって「30km 圏」と定義することは、30km 圏外の避難（用語は「一時移転」）を想定している原子力災害対策指針と自己矛盾を起こす。
 - ⑧ 「あいまい戦術」をとって、「原発立地自治体」の範囲を各原発地元で決めさせるのが得策。
 - ⑨ またその方が、直接立地自治体のある県当局が主導権をとることになり、原発立地自治体の範囲をできるだけ狭くできる。
- ということになると思います。

また、原発立地自治体の範囲をできるだけ狭くしておきたいという国・NRA の要求には、再稼働問題をできるだけ国民的議論にならないようにしたいとする狙いも見えます。つまりより広い範囲、たとえば 100km 圏まで拡大してしまうと、原発再稼働問題は否応なしに国民的議論の中心課題にすわってしまいます。これは原発問題を、これまで原発立地地域のローカル問題、あるいは一般市民社会から断絶されて進められてきた「反原発市民運動」内だけの特殊問題、としてきた政策から大きく逸脱することを意味します。わかりやすくいうと「ローカル問題」「特殊問題」ではなくなってしまいます。この点からしても、原発立地自治体の範囲はできるだけ狭く限定したいのです。

規制委の「あいまい戦術」

表 5 は 2014 年 2 月 19 日の原子力規制委員会会合に提出された規制庁作成資料の一部です。この日の会合の目的は、はかばかしく進展しない原発再稼働のための「規制基準適合性審査」にいかにか突破口を見出すか、でした。そして大筋、1 点突破主義で審査合格モデルを作り、後はそのモデル通りに審査を進めていけば、効率的に後続審査ができる、という戦略を固めることでした。しかしその議論の過程で「原発立地自治体」問題を避けて通るわけにはいきません。「原発立地自治体」の賛否が原発再稼働の大きな要素となっているからです。抜粋箇所はその「原発立地自治体」の定義に触れた箇所です。

そのまま引用すれば「特に関心の高い立地及び周辺自治体（以下立地自治体という）」です。「特に関心の高い」が「周辺自治体」にかかるのかどうか不明瞭ですし、「立地及び」の「立地」は「直接立地自治体」を意味すると思われるが、肝心の周辺自治体の範囲は不明瞭です。できるだけ、立地自治体の範囲をぼやかして

表 3 鹿児島県とのやりとり 2014 年 8 月 5 日
(鹿児島県・原子力安全対策課)

— 川内原発の再稼働に向けて動きが急だが、鹿児島県としては「原発立地地元」の範囲をどう考えているのか？
安全対策課：われわれは「地元」という考え方を全くとっていない。考え方として「地元」という枠組みではなく、「関係自治体」という枠組みだ。

— 枠組みはどうあれ、地元なり関係自治体の住民の納得がなければ、川内原発を稼働させるわけにはいかないだろう。そこはどうするのか？
安全対策課：公聴会という形ではなく、説明会を開催する予定でもうすでにアナウンスしている。鹿児島県と薩摩川内市の共催という形で、川内市、いちき串木野市、阿久根市、日置市、さつま町でそれぞれ 1 回づつ計 5 回開催することを決めている。

— いずれも原子力災害対策指針でいう「原子力災害重点区域」(おおむね 30km 圏)の自治体なので、鹿児島県としては 30km 圏の自治体を関係自治体と考えていることになる。
安全対策課：そういうことになる。

— 時期的には？
安全対策課：現在規制委の審査はやつと設置変更許可審査書案ができたところで、これからいろいろと審査が続く。従って説明会の時期も見通せていない。

表 4 立地自治体の範囲は 30km に限定しない
— 田中委員長

記者：周辺自治体、要請があった自治体で開催するということですが、これまでは基本的には割と参加できるところはかなり 30km 圏内を意識したような広いところで開催していたような事例もありますけれども、委員長のお考えとしては、どの範囲が適切だろうと見ていらっしゃいますか。

田中俊一規制委員長：1つの考え方として判断基準として、UPZ、30km ということはあるかと思いますが、どこの範囲が適当だというのは、今、私が申し上げることではなくて、**それぞれの自治体**が自分は立地自治体だと。近隣自治体も含めて、そういうふう**に思っているところもいろいろ千差万別**ですから、余り私からそこを申し上げることはないと思っています。

【参照資料】『原子力規制委員会記者会見録』(2014 年 2 月 19 日 田中俊一原子力規制委員会委員長定例記者会見)
(※赤字は当方の強調)

表 5 原子力規制委員会の定義する「立地自治体」

2. 外部からの科学的・技術的意見の募集について

- 今回の審査がこれまでの基準を抜本的に改正した新規基準に基づく初めての審査であることに鑑み、「審査書案」に対する科学的・技術的意見を広く募集することとしてはどうか。
- このため、「審査書案」とりまとめ後、意見募集を 4 週間程度実施することとしてはどうか。
- また、特に関心の高い立地及びその周辺自治体（以下、「立地自治体」という。）においては、立地自治体からの開催の要請に基づき、その協力を得て共催により、上記意見募集期間中に「公聴会」（仮称）を実施できることとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会で頂いた科学的・技術的意見については、適宜審査結果に反映することとしてはどうか。
- 意見募集及び公聴会については、その基本的考え方について委員会で合意した後、別途適切な時期に、委員会で実施要領を審議することとしてはどうか。

【参照資料】第 43 回原子力規制委員会（2014 年 2 月 19 日）資料 3「原子力発電所の新規基準適合性審査の今後の進め方について」

(※アンダーラインは当方でつけた)

おきたいとする「あいまい戦術」の意図がありあります。

同日規制委員会会合後の定例記者会見で、やはり同じ問題を問われた田中俊一委員長は、「それぞれの自治体**が自分は立地自治体だと。近隣自治体も含めて**」(表 4 赤字強調部分)と答え、30km 圏に限定せず、周辺自治体に加えて「近隣自治体」という言葉を使いながら、はるかに広い範囲を想定していることを示唆しています。

<以下次頁へ>

でなければ、30km 圏外の避難（用語は「一時移転」）を想定している「原子力災害対策指針」との整合性がとれなくなっています。かといって「立地自治体」問題に規制委が深く介入しようというわけではありません。田中氏は「いろいろ千差万別ですから、あまり私からそこを申し上げることはないと思っています」と規制委は傍観者の立場を決め込んでいます。

川内原発地元の鹿児島県は30km 圏が立地自治体

それでは川内原発の地元、鹿児島県は「立地自治体」についてどう考えているのでしょうか？ 2 頁の表 3 はその中身を示したものです。鹿児島県は公聴会ではなく説明会を直接立地地元の薩摩川内市ともに 5 箇所計 5 回開催することをすでに決定しています。その開催地は薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、日置（ひおき）市、さつま町です。いずれも 30km 圏です。（私はこれでも鹿児島県原子力安全対策課は良くやっている方だと思います。何しろ現在の鹿児島県知事はバリバリの旧自治省官僚で、原発は絶対安全と現在でも強硬に主張している伊藤祐一郎氏なので。その伊藤氏に抗して 30km 圏を原発立地自治体とするのは大変だったと想像します）

国や規制委の思惑通り、鹿児島県は「おおむね 30km 圏」とする狭い原発立地自治体の考え方をとっているようです。ここでは、30km 圏からわずかに外れた始良（あいら）市は「原発立地自治体」とはみなされていません。国・NRA の思惑通りにことは進んでいるように見えます。

「お釈迦様の手のひらの孫悟空」

こうしてことは国・NRA の思惑通りに 30km 圏が「原発立地自治体」だとする考え方が全国的に定着しつつあるかにみえます。しかも中国電力島根原発を抱える島根県、あるいは有名な原発銀座を抱える福井県のように、30km 圏の中でも直接立地自治体には特別の発言権があるかのように振る舞い、また各電力会社が自治体と結ぶ安全協定にも、この特別の発言権を是認するかのような文言をすべりこませ、国・直接原発立地自治体・各電力会社・NRA が一体になって、ポスト・フクシマ時代の原発立地自治体のイメージ作りに躍起となっているのが現状です。

また、反原発市民団体の中にも、こうしたイメージ作りに一役買って、各自治体は電力会社と安全協定を結ぶべきだと主張する人が出てくる始末です。しかし冷静に考えてみると、原発立地自治体の概念作りも、原子力災害避難計画策定も、すべて国・NRA のペースで進められています。この枠組みは国際的原発推進機関である IAEA（国際原子力機関）の定めた枠組みであり、国際的原発推進勢力が国際的に定めた枠組みです。その枠組みの中でどうあがこうが所詮は「お釈迦様の手のひらの中で暴れる孫悟空」に過ぎません。

今私たちにとって必要なのは、私たちの生活や生命、財産、生存権あるいは人格権を根底から守ってくれる考え方の枠組みです。避難計画の策定、30km 圏を原発立地地元とする狭い解釈など原発推進の枠組みに対抗できる考え方の枠組みが今必要とされています。

大飯原発運転停止を命じた福井地裁判決の価値

大飯原発運転停止を命じた福井地裁判決は、そうした私たちにとって必要な考え方の枠組みを提供してくれています。判決では「規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否からではなく、人格権の擁護という観点から判断が行われるべきである」と述べ原発推進の枠組みではなく、「人格権擁護」の枠組みが立てられねばならない、と明確に宣言しています。

そして「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず最高の価値を持つ」としてこの観点から眺めてみると、「放射性物質による楽観的見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかける」とし、福島原発事故において当時の原子力委員会が「250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した」ことを考えると、原発の重大事故では 250km 圏の住民の人格権を侵害するおそれがあり、（関西電力大飯原発の運転は）憲法違反だ、と結論しています。この判決を原発一般に敷衍してみると、原発は少なくとも 250km 圏の住民の人格権を侵害するゆえに憲法違反、という考え方に行きつきます。「原発は市民の人格権を侵害するがゆえに憲法違反。その存在そのものが許されない」、この考え方の枠組みこそが、「原発は社会にとって必要。しかし絶対安全な原発はない。だからその時に備えて避難など放射線防護措置を考えておこう」とする原発推進の考え方の枠組みに対抗する枠組みなのだと思います。実際に福島原発事故並みの苛酷事故が起これば、いかに私たちの人格権（生存権）が侵害されるか、当の原子力規制委員会が公表している放射性物質拡散シミュレーションを例にとりながら見ていきましょう。

表 6 大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件 判決要約抜粋

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、**生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（13 条、25 条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

2 福島原発事故について

15 万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など 60 名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。**さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。**

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

(1) 原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属すに過ぎず、人格権より劣位におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべきである。福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいと考えられる。

(2) **現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。**

【資料参照】「大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決要旨」（2014 年 5 月 21 日福井地裁）

各原発 100km 圏の 1 週間被曝線量

これからお示しするデータは原子力規制委員会が2012年12月に最終確定した、福島原発事故並の苛酷事故が起こった時に、各原発から放出される放射性物質はどう拡散し、被曝線量はどの程度になるのかをシミュレーション（放射性物質拡散シミュレーション）したものです。規制委がこのデータを作成した目的は、各原発から30km圏内では、1週間での被曝線量は100mSv（実効線量）内に納まっている、従って広域避難地域を30km圏に限定することには「科学的妥当性」があることを裏付けるためです。1週間の被曝線量100mSvとは恐れ入った数字ですが、それとは別な目的でこのデータを使ってみました。幸いに規制委の資料は、100kmまでの被曝線量グラフを添付してくれているので、100km地点での予測被曝線量を読み取ることができるのです。

川内原発の例でいうと、もしフクシマ事故並みの苛酷事故が発生すると、川内原発から21.1km地点で、100mSvの被曝線量となります。それでは100km地点ではどうかということ、2.92mSv（1年間ではありません。1週間の予測被曝線量です）となります。公衆の被曝線量1年間（52週間）の上限が1mSv、チェルノブイリ事故時の避難基準5mSv（1年間）、フクシマ事故時の避難基準20mSv（1年間）と比較しても、1週間で2.92mSvはかなり苛酷な被曝線量となります。30km圏を想定した避難計画はその実効性以前にお伽噺だということがわかります。

自治体名	~5km	5~10km	10~20km	20~30km	30~50km	総計
薩摩川内市	3,665	21,235	56,452	14,696	4,880	100,928
いちき串木野市		194	26,161	6,815		33,170
阿久根市		617	15,644	8,867	15	25,143
出水市			93	41,458	16,262	57,813
さつま町			280	20,055	5,330	25,665
鹿児島市				478	569,695	570,173
日置市				14,254	37,651	51,905
始良市					74,694	74,694
長島町				1,154	10,779	11,933

※平成 17 年国勢調査に関する地域メッシュ統計（財団法人日本統計協会）の人口数によるもの
【参照資料】原子力規制委員会「原子力発電所周辺地域の人口データ」より
<http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/jinkou.html>

図1 各原発 100km 地点の
1 週間の被曝線量予測

図 1-1 九州電力 川内原発

1号機 PWR 89万kW
2号機 PWR 89万kW

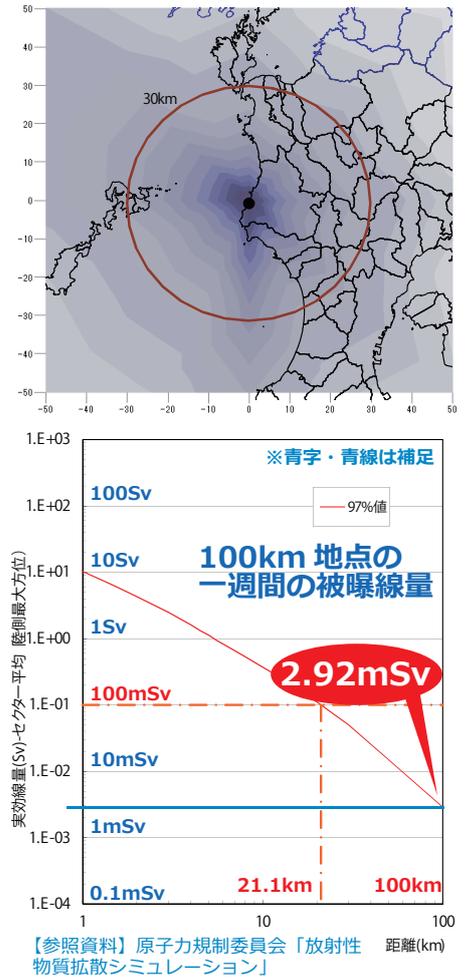


図 1-2 北海道電力 泊原発

1号機 PWR 57.9万kW
 2号機 PWR 57.9万kW
 3号機 PWR 91.2万kW

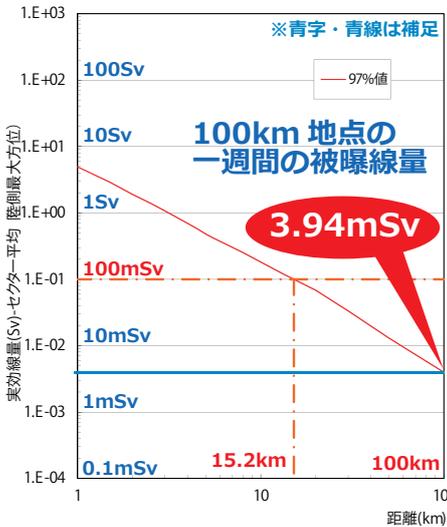
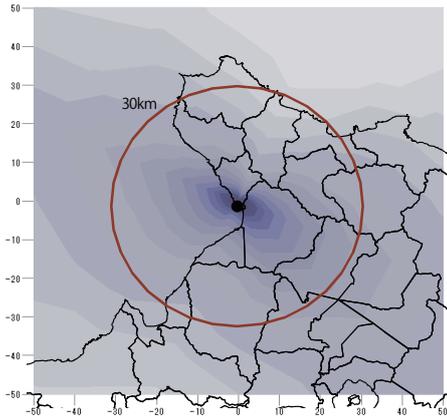


図 1-3 東北電力 東通原発

1号機 BWR 110万kW

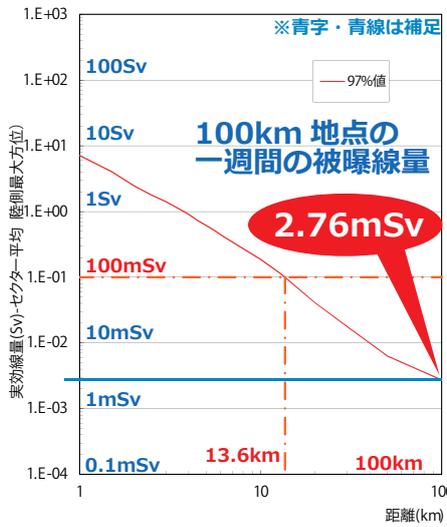
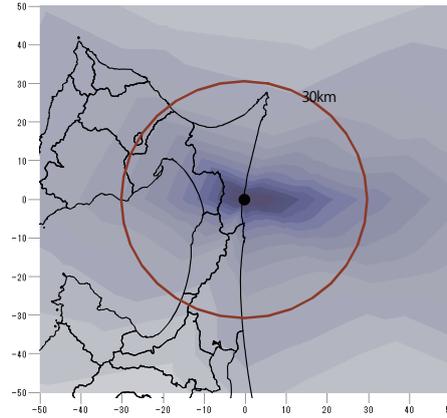
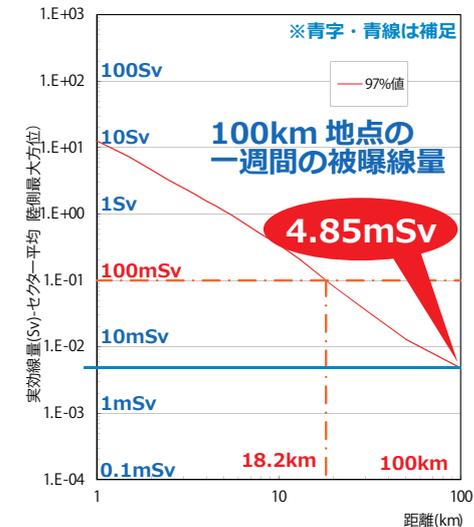
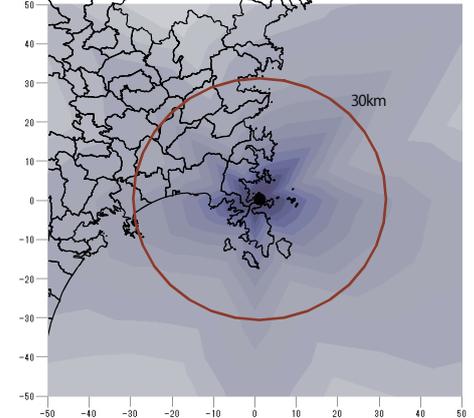


図 1-4 東北電力 女川原発

1号機 BWR 52.4万kW
 2号機 BWR 82.5万kW
 3号機 BWR 82.5万kW



【参照資料】原子力規制委員会「放射性物質拡散シミュレーション」
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf

図 1-5 東京電力 福島第二原発

- 1号機 BWR 110万 kW
- 2号機 BWR 110万 kW
- 3号機 BWR 110万 kW
- 4号機 BWR 110万 kW

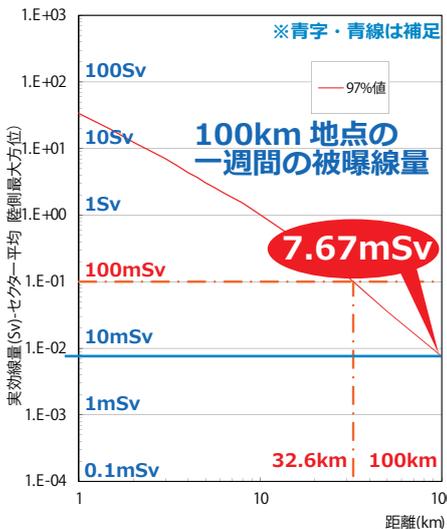
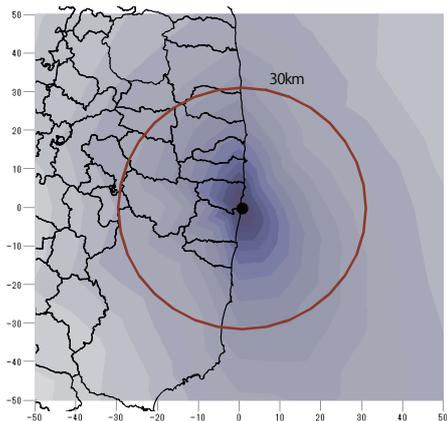


図 1-6 日本原子力発電 東海第二原発

- 1号機 BWR 110万 kW

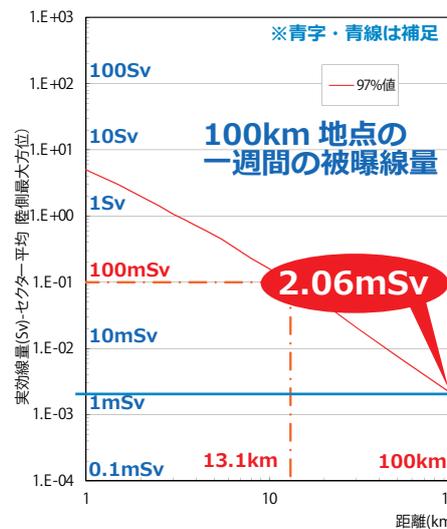
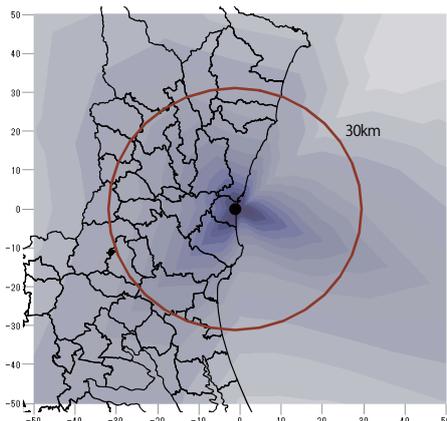
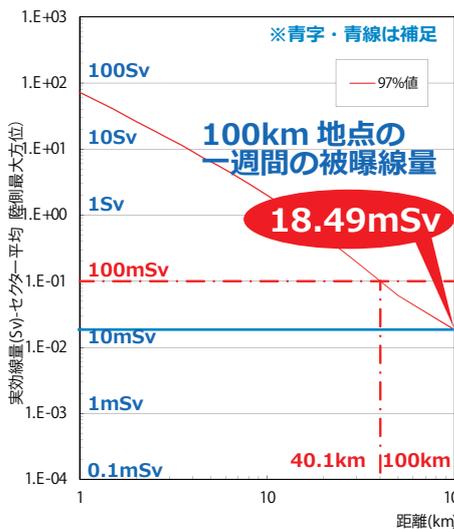
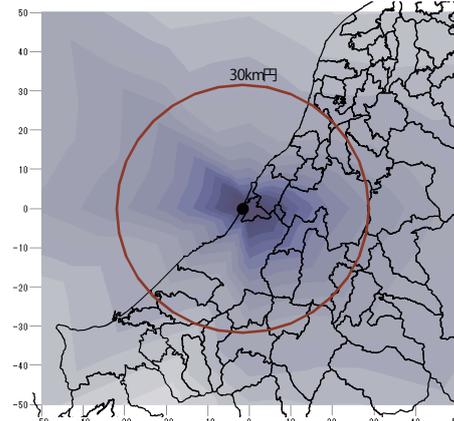
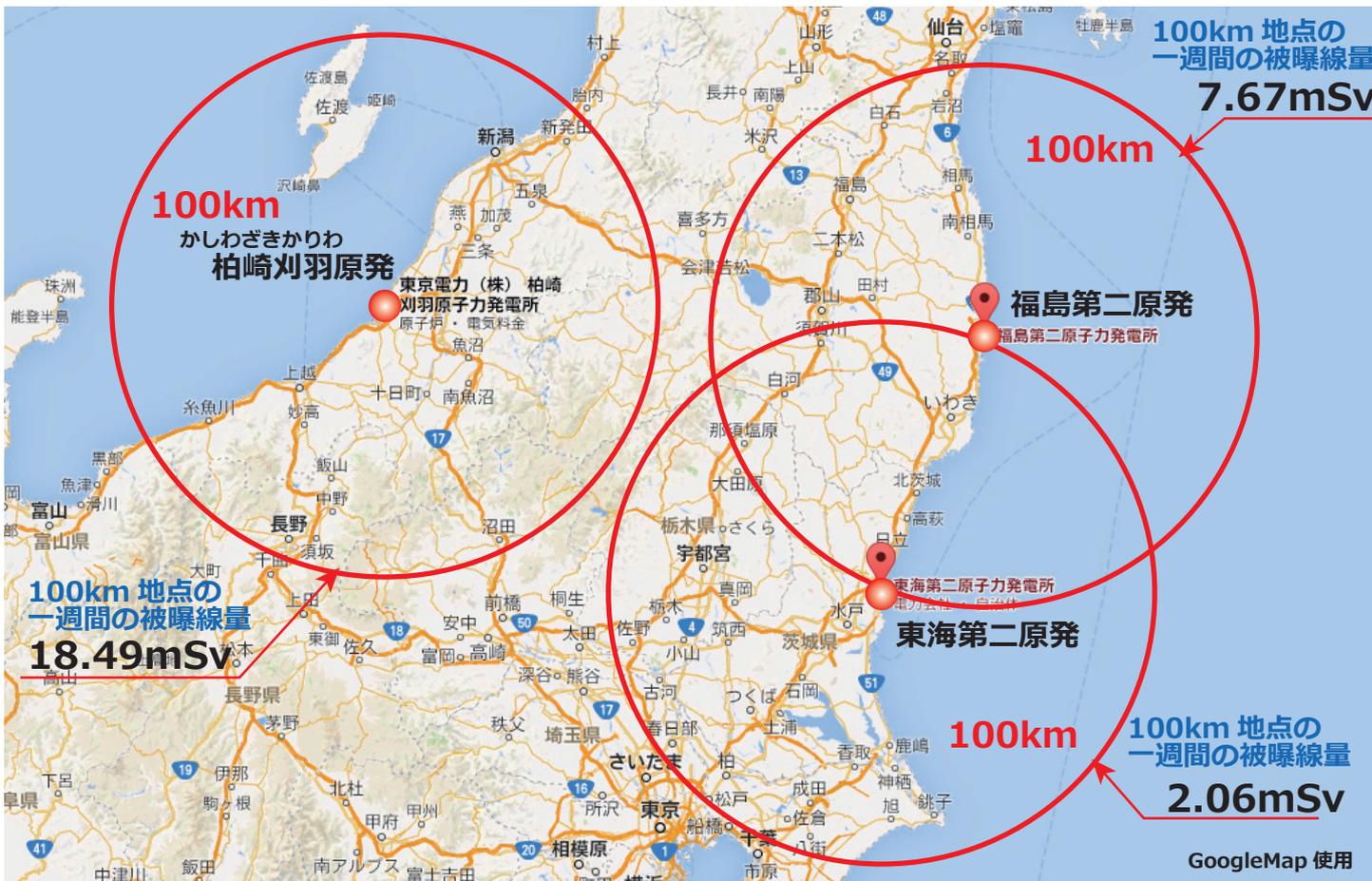


図 1-7 東京電力 柏崎刈羽原発

- 1号機 BWR 110万 kW
- 2号機 BWR 110万 kW
- 3号機 BWR 110万 kW
- 4号機 BWR 110万 kW
- 5号機 BWR 110万 kW
- 6号機 ABWR 135.6万 kW
- 7号機 ABWR 135.6万 kW



【参照資料】原子力規制委員会「放射性物質拡散シミュレーション」http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf



GoogleMap 使用

図 1-8 中部電力 浜岡原発

3号機 BWR 110万kW
 4号機 BWR 113.7万kW
 5号機 ABWR 138万kW

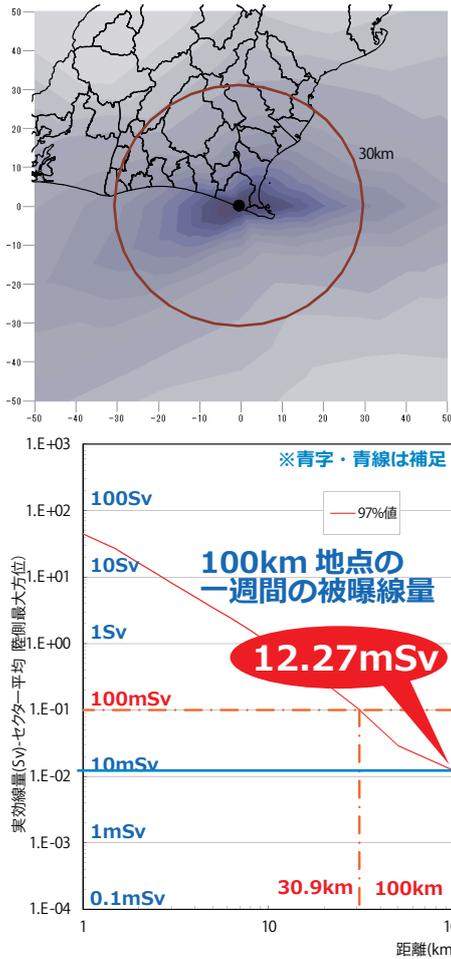


図 1-9 北陸電力 志賀原発

1号機 BWR 54万kW
 2号機 ABWR 135.8万kW

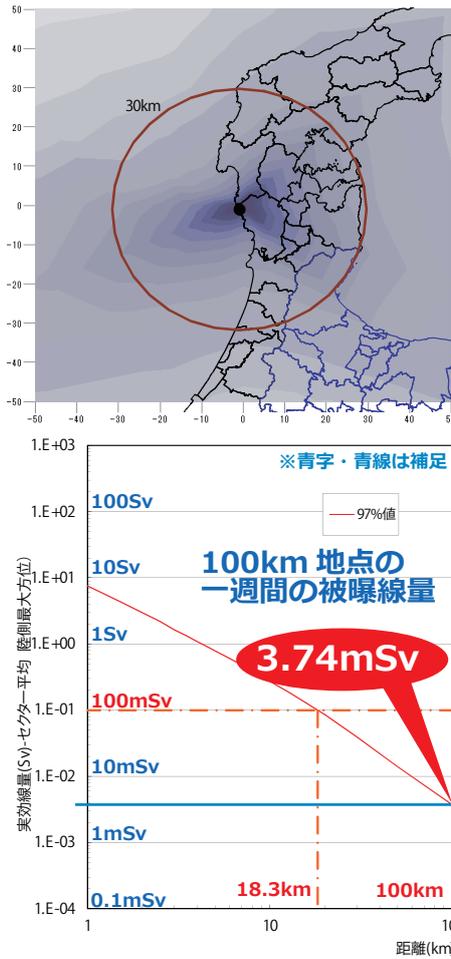
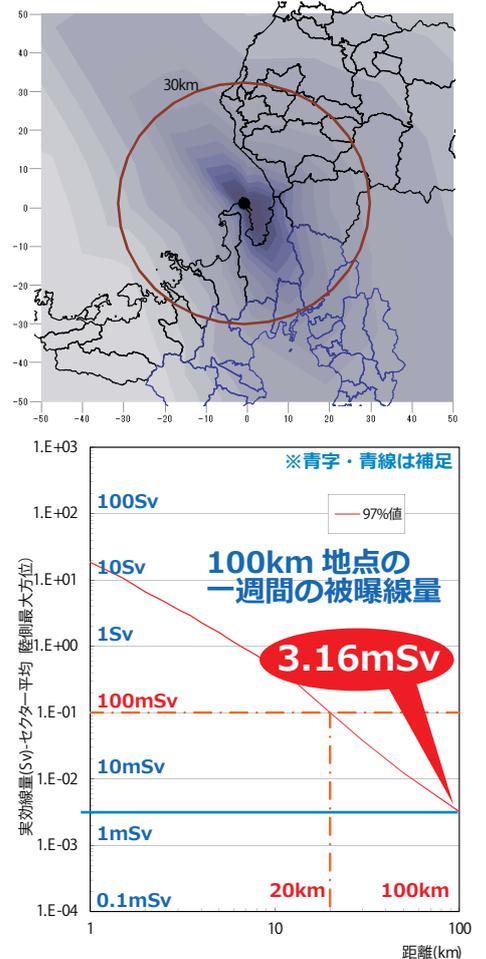


図 1-10 日本原燃 敦賀原発

1号機 BWR 35.7万kW
 2号機 PWR 116万kW



【参照資料】原子力規制委員会「放射性物質拡散シミュレーション」http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf

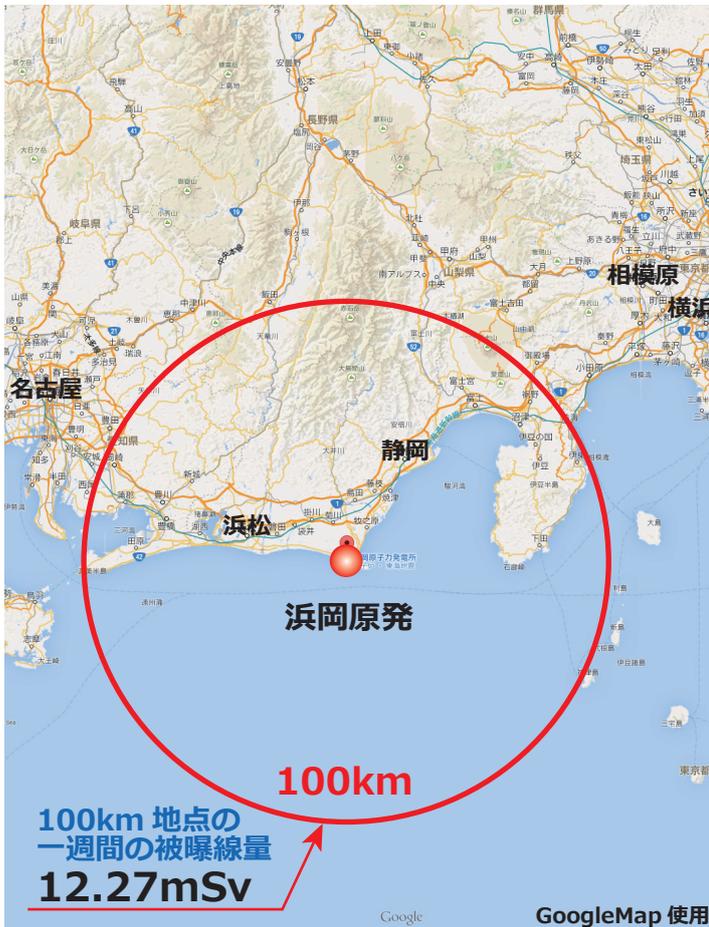


図 1-11 関西電力 美浜原発

- 1号機 PWR 34万 kW
- 2号機 PWR 50万 kW
- 3号機 PWR 82.6万 kW

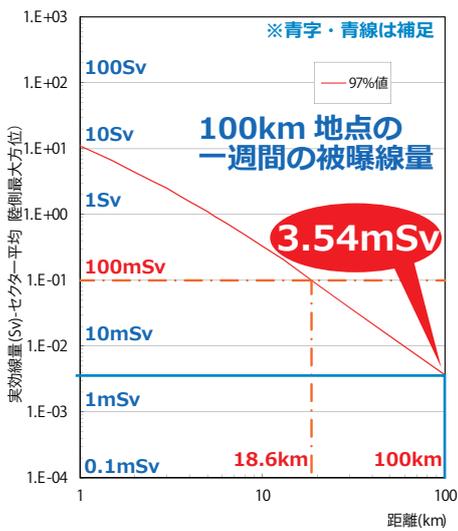
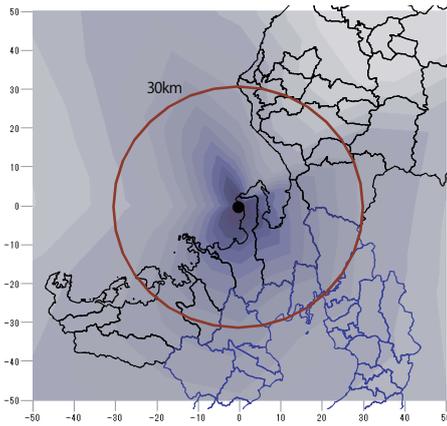


図 1-12 関西電力 大飯原発

- 1号機 PWR 117.5万 kW
- 2号機 PWR 117.5万 kW
- 3号機 PWR 118万 kW
- 4号機 PWR 118万 kW

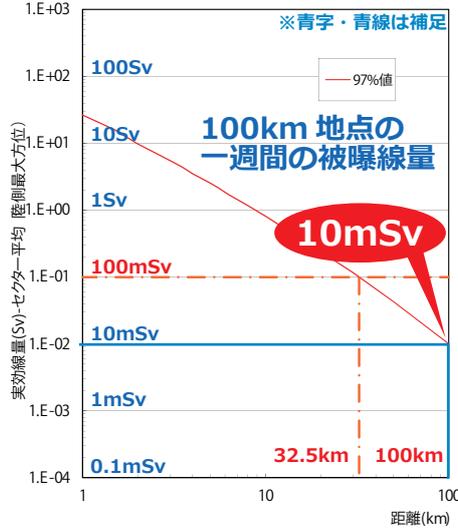
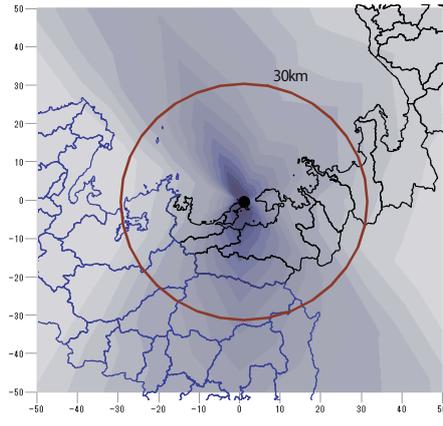


図 1-13 関西電力 高浜原発

- 1号機 PWR 82.6万 kW
- 2号機 PWR 82.6万 kW
- 3号機 PWR 87.0万 kW
- 4号機 PWR 87.0万 kW

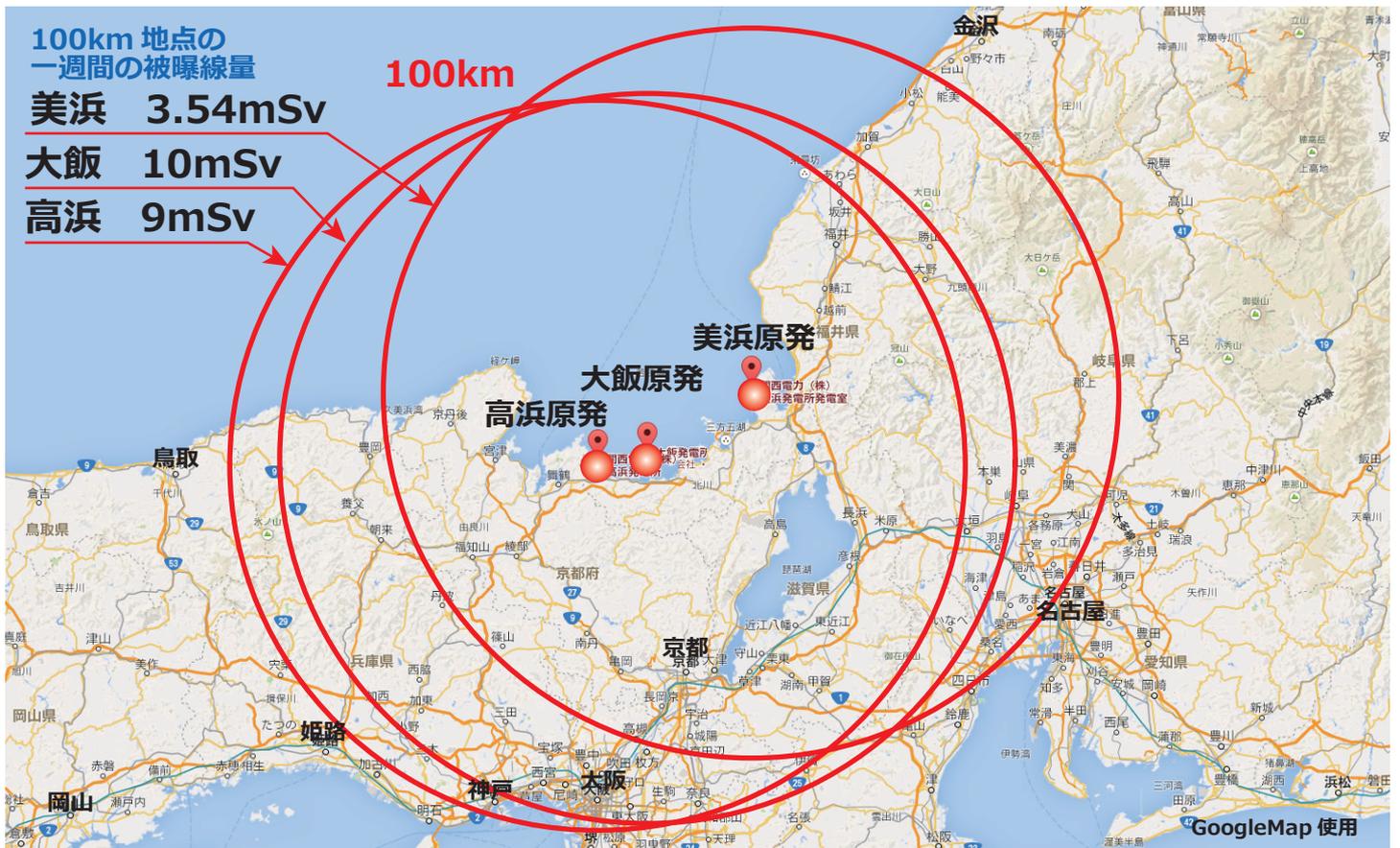
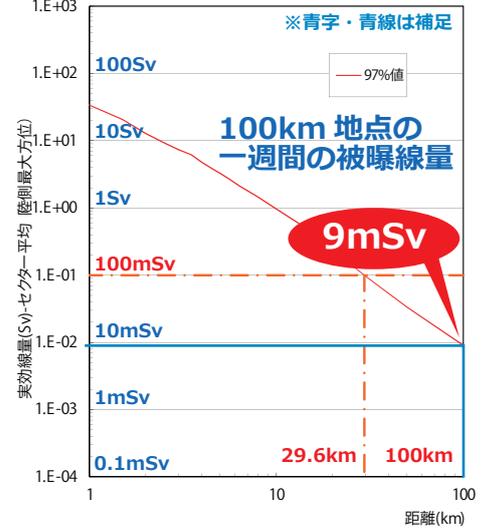
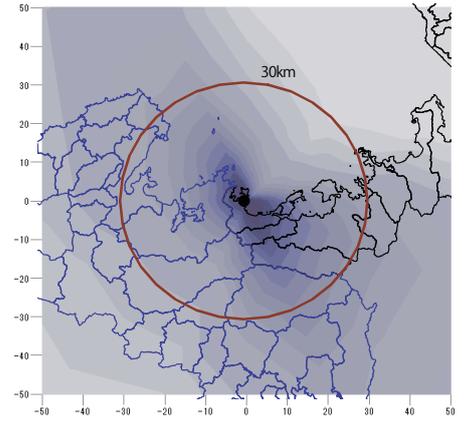


図 1-14 中国電力 島根原発

1号機 BWR 46.0万kW
2号機 BWR 82.0万kW

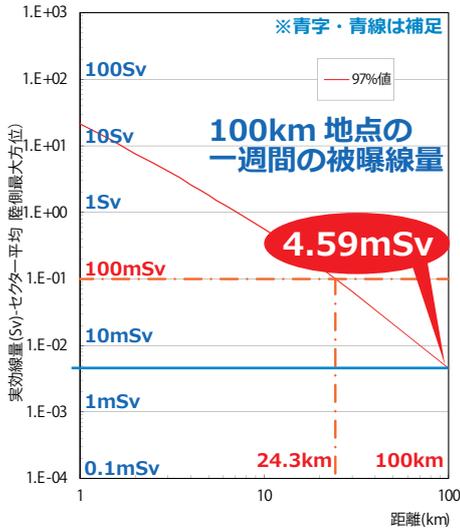
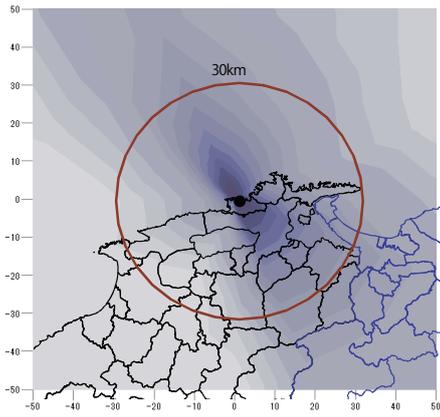


図 1-15 四国電力 伊方原発

1号機 PWR 56.6万kW
2号機 PWR 56.6万kW
3号機 PWR 89.0万kW

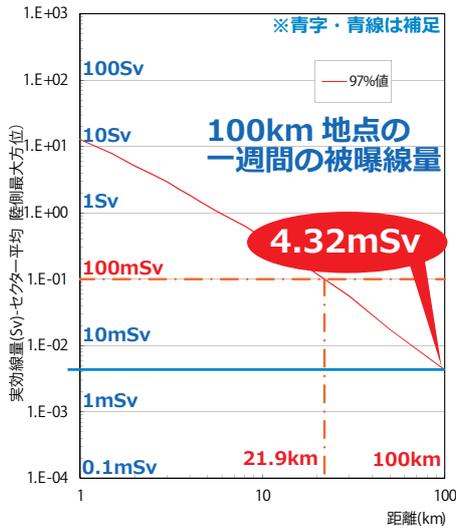
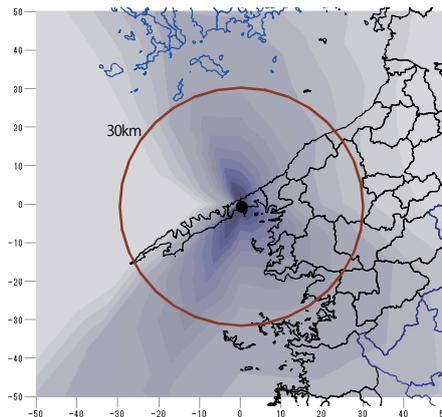
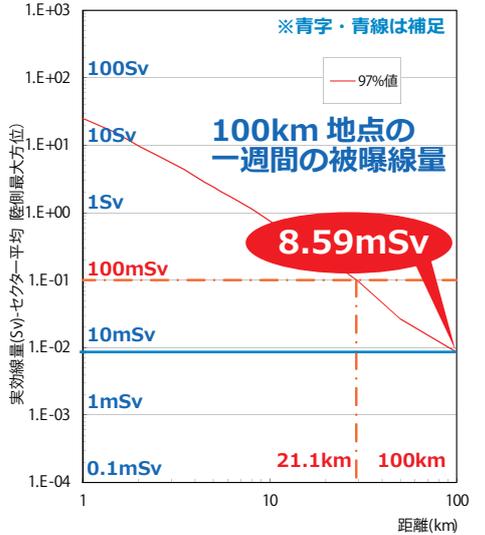
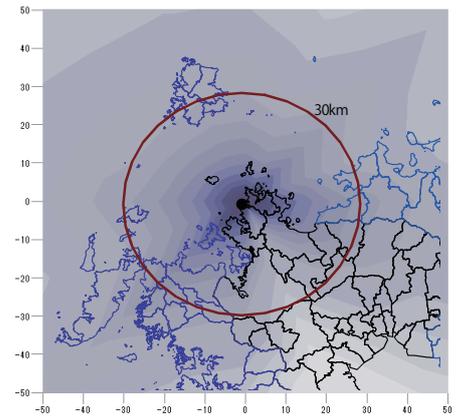


図 1-16 九州電力 玄海原発

1号機 PWR 55.9万kW
2号機 PWR 55.9万kW
3号機 PWR 118.0万kW
4号機 PWR 118.0万kW



100km 地点の
一週間の被曝線量
4.59mSv



100km 地点の
一週間の被曝線量
4.32mSv



100km 地点の
一週間の被曝線量
8.59mSv

避難基準がどんどん苛酷に・・・チェルノブイリ事故から フクシマ事故、そして原子力災害対策指針

ここでどうしても明確にしておかなければならないことがあります。広域避難計画の基礎となっている原子力災害重点区域（[おおむね 30km 圏](#)）そのものが苛酷な被曝基準の上に成り立っているということです。表 8 が原子力災害対策指針で示された UPZ の規定です。一時移転の対象区域となっています。これがおおむね 30km とされています。空間線量率で 20μSv/時となっていますが、これは表 10 に示された換算式にあてはめると、7 日間で約 2mSv の被曝線量となります。これを年間被曝線量に換算してみると 104mSv というとんでもない数字になります。わかりやすくいうと、年間 104mSv の被曝線量が原子力災害対策指針で示す避難基準となります。表 9 の「OIL 1」は即時避難基準です。ですから原子力災害対策指針で示す避難基準は、「一時移転」と言葉は変えてはいますが、「OIL2」の年間被曝線量 104mSv（以降年間 100mSv が避難基準と表記します）が実質的な避難の基準です。

この数字をこれまでの避難基準と比較してみましょう。

11 頁の表 11 がこれまでの国際的避難基準の変遷です。1986 年チェルノブイリ事故が起きる前、原子力事故などによる避難基準は公衆の被曝線量年間上限 1mSv が避難（一時移転などを含む）の基準でした。チェルノブイリ事故ではこれが年間 5mSv（内部被曝線量 2mSv：外部被曝線量 3mSv の計 5mSv）に一気に跳ね上がります。（表 12 の「強制移住区域」参照のこと）この他に、避難（移住）をしたい人がいれば、その人には国家の費用で避難（移住）を認めましょう、という区域を設定しました。それが表 13 の「任意居住保証区域」です。この範囲は被曝線量でいうと年間 1mSv から 5mSv です。ですから年間被曝線量 1mSv 以上は任意の避難（移住）を認めていたのです。このため、当時のソ連国家は莫大な費用を負担しなければならず、これがソ連崩壊を早めた一因ともいわれています。

2011 年 3 月のフクシマ事故では、この避難基準が一挙に年間 20mSv 以上、と跳ね上がります。そして避難区域全体を 3 種類に分類します。

- ① 帰還困難区域・・・「5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50mSv 超の地域」
- ② 居住制限区域・・・「年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域」
- ③ 避難指示準備解除区域・・・「年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域」

しかし言葉の表現は異なってはいるものの、年間 20mSv の被曝線量が「避難基準」となっていることがおわかりでしょう。この苛酷な避難被曝基準のおかげで、日本政府は旧ソ連政府や現ロシア政府、ウクライナ政府、ベラルーシ政府が被っているような費用負担の重圧から解放されました。住民の健康と生命の値段を値切り倒したようなものです。もしフクシマ事故でチェルノブイリ事故並の避難基準を適用すれば、避難の範囲は福島県のほぼ東半分、宮

城県の最南部、茨城県最北部まで拡大したことでしょう。

比較にならないほど苛酷な 原子力災害対策指針の避難基準

それでもフクシマ事故では年間 20mSv の被曝線量が避難基準でした。ところが今回の原子力災害対策指針の避難基準はさらに一挙に苛酷に跳ね上がります。前述のように年間被曝線量で 100mSv なのです。次回フクシマ事故並みの苛酷事故を起こしたとしても、日本政府の負担はフクシマ事故よりさらに軽いものになるでしょう。（ここで詳しくその背景を説明している余裕はありませんが、考え方としては「被曝線量が 100mSv 以下では健康に害があるとする科学的根拠はない = 放射能安全神話」に基づきます）

広域避難計画が義務づけられている 30km 圏にしても、年間被曝線量に換算すると優に 100mSv を越えてしまうので避難するのであって、30km 圏外が安全というわけではもちろんありません。要は基準を変えて苛酷になった、と言う点だけは確認しておかないわけにはいきません。

※「一時移転」は言葉のアヤで事実上の避難

PAZ (～概ね 5 km)	OIL 1 即時避難	PAZ : Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ (概ね 5～30km)	OIL 2 一時移転の実施	UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
UPZ外 (概ね30km～)	30km以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。 モニタリングの結果、ブルームがあればOIL 2	

OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル)			
基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
護 緊 急 措 置 OIL 1	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
護 早 期 措 置 OIL 2	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013年10月31日
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

○拡散シミュレーションで試算した結果に関して、その妥当性を検証するため、(独)原子力安全基盤機構(JNES)が事故後の積算線量の実測値から推計した7日間の線量と、比較を実施。
○JNESの推計では、原子力安全委員会が行った推計方法を用いて、 7日間で100mSvに達する拡散距離を求めるため、以下の実測値データから7日間の線量を計算。 (データ)原子力安全委員会、文部科学省、原子力安全・保安院にて取りまとめた3月12日6時から4月21日24時までの線量データ(40日間の積算値)を使用 (ここでいうデータとは空間線量率のこと) 原子力安全委員会の推計方法(平成23年3月):7日間の実効線量=40日間データ(空間線量率)×(7日/40日)×(24時間/(8時間+16時間×0.6))×(100/34(%)) 〔前提〕屋外滞在(8時間)、屋内滞在(16時間)における木造家屋の低減効果(0.4)、グランドシャインによる外部被ばくの全体に対する割合(34%)を考慮し推定。
○この推計値(20km以下)と東京電力福島第一原子力発電所1～3号基をシミュレーションの対象として得られた計算結果(18.7km)は、ほぼ同程度であり、今回の試算方法が概ね妥当であると評価できる一つの材料と考えられる。

【参照資料】『放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について』(原子力規制庁 2012年10月)

100km 圏の被曝線量は、チェルノブイリ事故にあてはめれば完全にアウト（避難）

それでは各原発でもし福島原発事故並みの苛酷事故が起これば、地域社会はどうなるのか？これはなかなか予測の難しいことです。しかし幸いにして私たちは原子力規制委員会が 2012 年 12 月に確定した「放射性物質拡散シミュレーション」の結果を知ることができますのでこれを手がかりに、どうなるかを考えることができます。もともとこのシミュレーションは、原子力規制庁の「放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について」という文書（表 10 参照のこと）がいうように、「7 日間で 100mSv に達する拡散距離を求めるため」（同赤下線を参照のこと）が目的でした。つまり即時避難の範囲を見定めることが目的だったのです。発表当時一斉に新聞各紙が取り上げましたが、それはあくまで 1 週間で 100mSv に達する区域を報じたに過ぎません。（1 週間で 100mSv の被曝線量ということは年間被曝線量に換算すると 5.2Sv で、完全に高線量被曝の分類に入ります。とても人が存在できる環境ではありません）

私たちはこのデータを異なる目的で使用します。各原発から 100km 地点の被曝線量（1 週間実効線量）はどれくらいかを見るために使います。このチラシ 4 頁から 9 頁に掲載された各原発から 100km 地点での被曝線量がまちまちであることにお気づきでしょう。これは各原発がもっている放射エネルギーが異なるためです。

シミュレーションの前提は、「福島第一原発の 1 号機から 3 号機の核燃料が損傷したのと同じ割合で損傷・拡散」です。ところが福島第一原発は古い原発で、1 号機から 3 号機が通常抱えている核燃料は、今日の基準から見ると決して多い方ではありません。核燃料の多さと各原子炉の電気出力はほぼ比例しますので、電気出力で表現すると、福島第一原発は、

- 1 号機・・・46 万 kW
- 2 号機・・・78.4 万 kW
- 3 号機・・・78.4 万 kW

と合計しても 202.8 万 kW に過ぎません。日本の原発原子炉の平均出力 90 万 kW に比較すると小型原子炉に属します。ですから「フクシマ事故並みの苛酷事故」と一口に言いますが、もし「フクシマ事故並みの苛酷事故」が他の原発で発生すれば、ほとんどの原発ではフクシマ事故以上の放射能放出を覚悟しなくてはならない、ということになります。なお各原発の炉数と電気出力は、4 頁から 9 頁のデータ中の原発名の直下に記載しておきましたので、参考にご覧下さい。

ほとんど原発100km地点は避難の対象

4 頁から 9 頁のデータをご覧になってお気づきのよう、もしフクシマ事故並みの苛酷事故が起これば、100km 地点では、避難（一時移転を含む）の対象地域となるということです。100km 地点での被曝線量が比較的小さい原発は、原子炉が 1 基しかない東北電力の東通原発（5 頁図 1-3 参照のこと）ですが、それでも 1 週間の被曝線量は 2.76mSv で、完全に原子力災害対策指針でいう UPZ 外の OIL2（10 頁表 8 の「UPZ 外」を参照のこと）に相当します。東通原発から 100km 圏といえば、青森県の県庁所在地青森市（人口約 29 万人）を完全に含んでしまうほか、弘前市（人口約 18 万人）も含み、青森県はほぼ全滅ということになります。

100km 地点での被曝線量が 18.49mSv ともっとも高いのは新潟県の柏崎刈羽原発です。（6 頁図 1-7 を参照のこと）これは同原発が 7 炉も抱えている上に、1 炉あたりの電気出力が 110 万 kW 以上と日本で最多量の核燃料を抱えている原発だからです。100km 圏といえば県都新潟市（人口約 81 万人）や長野県の県都長野市（人口約 38 万人）まで含んでしまいます。

100km 圏にもっとも多くの人を抱えているのは日本原子力発電の東海第二原発でしょう。また東海第二は 100km 地点の被曝線量が 2.06mSv ともっとも被害が小さく予測されている原発です。しかし 100km 圏に抱える人口は膨大です。福島県のいわき市（約 33 万人）、茨城県の日立市（約 18.5 万人）、県都の水戸市（約 27 万人）、つくば市（約 22 万人）、栃木県の県都宇都宮市（約 52 万人）、そして 100km 地点には千葉市（約 97 万人）や松戸市（約 48 万人）、船橋市（約 62 万人）などがかかっています。

こうした自治体が、原発から 100km も離れているからといって何ら関係ない自治体といえるのでしょうか？少なくとも「原発被害自治体」ということはできるでしょう。またポスト・フクシマ時代の今日、こうした原発被曝自治体やそこで暮らす市民にこの問題に関する発言権はない、ということもできません。

広域避難計画の架空性

広域避難計画は 30km 圏の住民を対象としていますが、こうしてみると、広域避難計画に現実性や実効性があるかないか以前に、原発苛酷事故が起これば 30km 圏の住民しか避難しない、という前提に基づく政府・原子力規制委員会（NRA）の進める「避難計画」自体の架空性が明白となります。いったん最寄りの原発が苛酷事故を起こしたら、30km 圏の住民が、政府や関係自治体の指示通り整然と避難する、と考える方がどうかしています。100km 圏に住む住民の中で避難する人はいないのでしょうか？もちろん政府や自治体を信じて避難しない人もいるでしょうが、我先に避難する人も多い、と私は思います。

事故種別	年間被曝線量	備考
チェルノブイリ事故以前	年間 1mSv	※空間線量率 20μSv/h は年間積算被曝線量に換算すると、およそ 100mSv となる
チェルノブイリ事故後	年間 5mSv	
福島原発事故後	年間 20mSv	
原子力災害対策指針	20μSv/h	

区域の名称	区域の設定基準
立入禁止区域	1996 年に住民が避難した区域
強制移住区域	> 555kBq/m ² (Cs ¹³⁷) 又は 実効線量年間 5mSv
任意居住保証区域	185-555kBq/m ² (Cs ¹³⁷) 又は 実効線量年間 5～1mSv
放射線モニタリング強化区域	< 185kBq/m ² (Cs ¹³⁷) 又は 実効線量 < 年間 1mSv

区域	ベラルーシ	ロシア	ウクライナ	合計
強制移住区域 > 555kBq/m ² (Cs ¹³⁷)	98,000 人	95,000 人	300 人	193,000 人
任意居住保証区域 185-555kBq/m ² (Cs ¹³⁷)	239,000 人	234,000 人	107,000 人	580,000 人
放射線モニタリング強化区域 37-185kBq/m ² (Cs ¹³⁷)	1,543,000 人	1,654,000 人	1,189,000 人	4,386,000 人

※社会的、経済的（地域区分の）理由により、汚染濃度が 37kBq/m²以下の地域に住む人々も含まれる。
 【チェルノブイリフォーラム「環境」報告書】
 【参照資料】原子力規制委員会「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」第 1 回会合資料「チェルノブイリ原発事故に関する調査レポート」p139 より

再稼働を阻止する力は市民の明確な政治的意思表示

マスコミの報道が少なくなってきたこと、派手な原発反対デモが影を潜めていることなどを捉えて、「反原発運動」は下火、という見方もあります。またそのムードを社会的に醸成しようとマスコミが意識的に原発問題や福島第一原発関連、被曝問題関連の報道を控えている、あるいは軽く扱っているきらいもあります。

しかし事実は違います。日本の一般市民社会における「反原発気運」はむしろ高まりを見せており、しかも従来型の反原発スローガン連呼型や情緒的アプローチから、より科学的・実証的アプローチに変化し、今まで原発問題に関心のなかった一般市民に対する姿勢も、悲憤慷慨型や説教調からより説得型に大きく変化してきています。いわば「反原発」は市民文化の一つとして着実に根付きはじめています。別ないい方をすれば原発問題についてよく研究し、理解を深めている市民層が拡大しているということでもあります。

その変化を一番敏感に感じ、警戒感を強めているのが他ならぬ原発推進に熱心な自民党安倍政権でしょう。一時「**世界で最も厳しい安全基準（実際には規制基準に過ぎません）で安全だと合格した原発はどんどん再稼働させます**」と景気よく打ち上げていた安倍晋三首相も、原発推進政策は政権の命取りになりかねない、と見て取ったのか、最近ではすっかりトーンダウンし、原発再稼働の政治的責任をとりたくない、という姿勢があらわれています。（**実際にはそうはいかないことは後で見ます**）

原発再稼働への道筋は一体どうなるのか、今後再稼働阻止へ向けては何が決定的決め手になるのか、そのことを原子炉変更設置許可に関する「審査書案」ができ、現在パブコメにかかっている九州電力の川内原発に例をとりながら見ていきましょう。

審査書案ができたのが2014年7月16日の規制委員会合、翌日7月17日から8月15日までは「科学技術的なテーマ」に関するパブコメ募集（13頁図2参照のこと）と日程的に見えているのはここまでのことです。その後のステップは、原子炉設置変更許可申請に関する審査書ができ、その設置変更許可に基づいて工事計画書を九州電力は規制委に提出しなければなりません。工事計画書が許可されれば、設置変更許可や工事計画許可に基づいて実際運営のソフトウェアである保安規定の許可を得なければなりません。ここまで揃うと次には許可通りの実際現場になっているかどうか「事前検査」のステップが待っています。これには現場立ち入り検査を含みます。そうしてやっと規制委が九州電力に規制基準適合通知を出します。これで規制委の仕事は終わりです。ここまでどれほどの時間がかかるのか誰にも見通せません。すべては九州電力の対応力にかかっているからです。（表15「原子力規制委員会とのやりとり」を参照のこと）

これからはじまる再稼働へ向けての政治的判断の流れ

川内原発の再稼働に関してはここから本番がはじまります。いわば原発再稼働へ向けての政治的判断の流れが本格的にはじまるのです。前述のように、再稼働に関しては原発立地自治体の同意がなければならぬことは今や国民的合意事項です。ですから政府・NRA、そして実質的に原発推進派である鹿児島県や薩摩川内市は地元の同意を得なければなりません。またその同意の取り方についてもこれまでパターンがあるわけではありませんからこれもモデルケースです。鹿児島県は前述のように30km圏の自治体のうち5個所で説明会を開催し、同意を得たとして再稼働を推進しようとしています。実はそれほどことは簡単とは見えません。もともと原子力規制委員会が鹿児島の川内原発を最初のモ

デルケースに選んだ理由は、地元の反対へ向けての政治的意思表示が全国の原発の中で一番弱いからでした。すんなり地元の同意が得られると見ていたからでした。ところが、実際にはたとえば、2014年6月26日30km圏のいちき串木野市議会は「市民の生命を守る実効のある避難計画の確立を求める意見書」を全会一致で採択、鹿児島県知事に送付しました。

また同じく30km圏の出水（いづみ）市の市長渋谷俊彦氏は「再稼働に反対というわけではないが、住民が十分理解しないのであれば再稼働に向かうべきではない」と発言し、再稼働に向けて突進する鹿児島県に1本釘を刺しました。

また7月11日には、30km圏内ではないが、30km圏に境を接する始良（あいら）市市議会が、「川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」をこれも全会一致で採択し、鹿児島県知事に送付しました。（12頁表14参照のこと）今の情勢で、始良市議会の決議を30km圏に属していない、だから原発立地自治体ではないという理由で無視し去ることはなかなか難しいでしょう。

こうした動きは氷山の一角というべきです。というのはこれら市議会や首長はこれまで原発反対派だったわけではありません。それどころかみんなガチガチの保守層なのです。その彼らが、そうした発言や決議をしなければならなかった理由は、それぞれの住民の強い突き上げがあったからです。典型的には始良市議会の決議でしょう。この決議の前段には市民から市議会に出された3本の陳情書がありました。始良市民の名前は知られていませんが、これら市民層の粘り強い議会ロビー工作がまずあって、市議会議員が全員再稼働反対・廃炉を求める意見書に賛成せざるを得なくなったのです。もし、いうことを聞かなければ、来年春の統一地方選挙で落選確実です。私たちも広島市議会、県議会などに向けた議会ロビー工作を強め、反原発に理解のある市会議員、県会議員を増やしていかなければならないと思います。

表14 始良市議会で全会一致決議された「川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」

川内原発1号機2号機の再稼働に反対し 廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から3年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになるのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発1号機2号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発1号機2号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

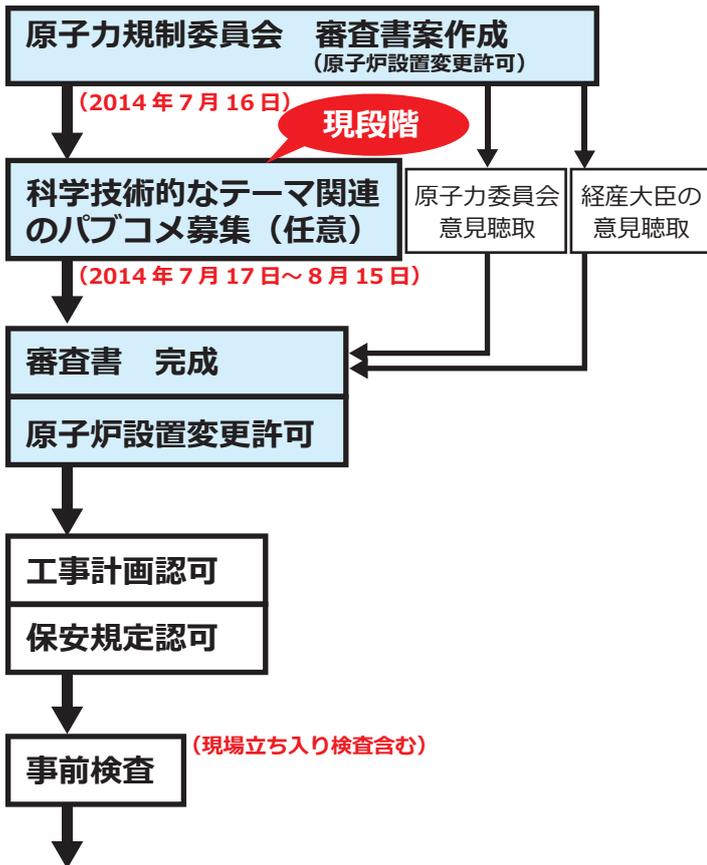
平成26年7月11日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

【資料典拠】鹿児島県始良市市議会『原発に関する意見書（平成26年第2回定例会）』（赤字は当方による強調）（※赤字は当方の強調）

川内原発再稼働許可あるいは不許可までの流れ



現段階

表 15 原子力規制委員会とのやりとり
2014年8月5日 (原子力規制庁・規制企画課)

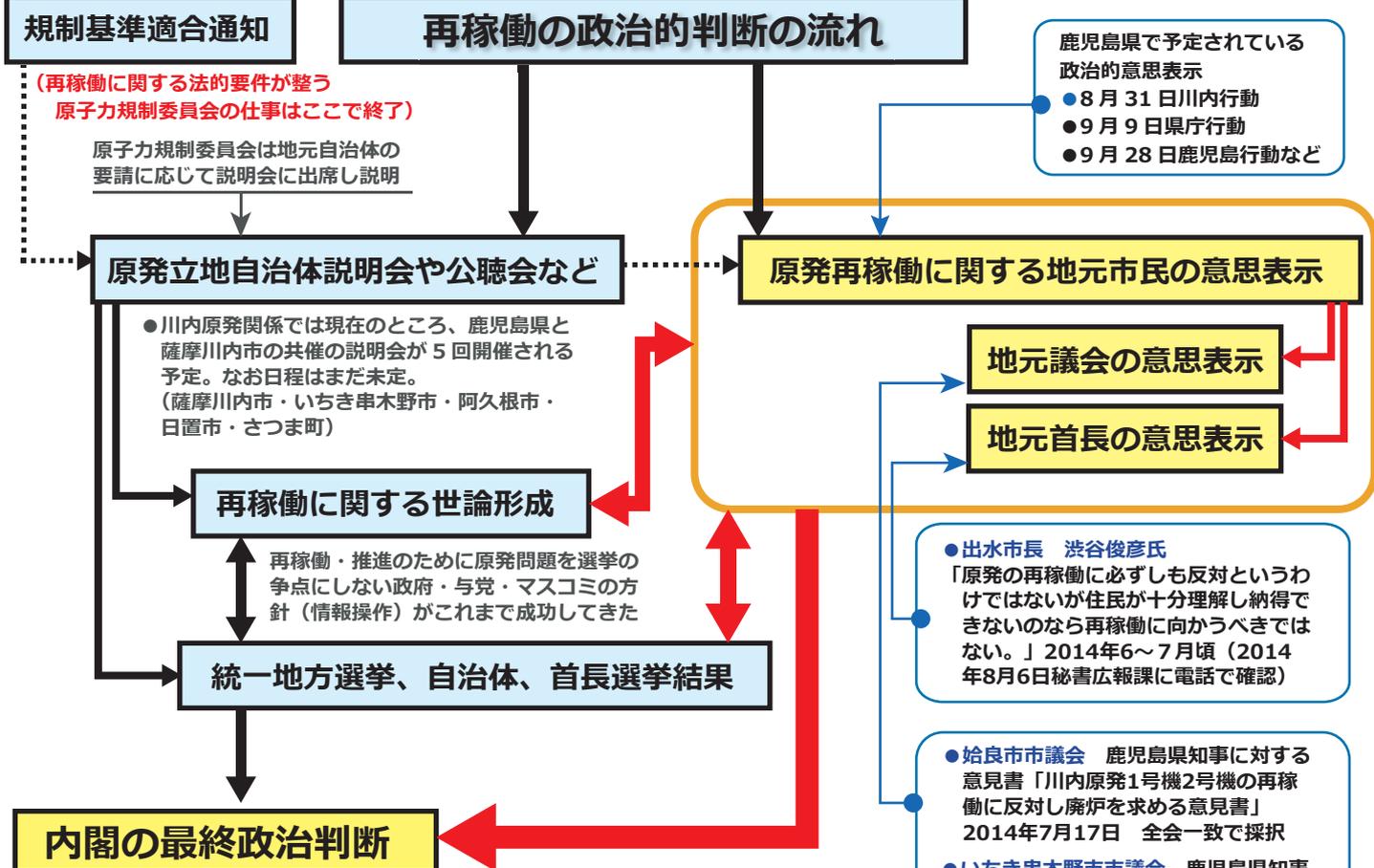
— 九州電力の川内原発に例をとってみると、現在「原子炉設置変更許可申請」に関わる「審査書案」ができて、現在科学技術上のパブコメにかかっている段階。この後のステップはどうなるのか？
規制企画課：ご存じだとは思いますが、原子炉設置変更許可だけでは、規制基準適合の要件を満たさない。設置変更許可に基ずいて、本格的な工事計画の審査に入ってこの許可を得なければならない。また同様に、保安規定、これは一種のソフトウェアだが、に関しても許可を得てもらわなくてはならない。この3つが揃わないと、原子力規制委が該当原発の規制基準に適合したと判断したことにならない。その後は、審査書通りの実態が現場に存在するかどうかを検査しなければならない。これには現場立ち入り検査を含む。これらに全部パスしなければならない。

— 「原子炉設置変更許可申請」に関わる審査書ができてその先は長いということか？
規制企画課：長いかどうかは何ともいえないが、一定の時間がかかることは間違いない。

— そうした一連の流れの中で、いわゆる地元公聴会なり、説明会なりはどう位置づけられるか？
規制企画課：公聴会にしても説明会にしても法令で開催が義務づけられているわけではない。開催するにしてもあくまで規制委としては、地元の要請に基づき任意で行うことになる。公聴会については全く要請が来ていないが、説明会については要請が来ているので、恐らく開催することになるだろう。

— 実際の再稼働については？
規制企画課：実際の再稼働については規制委員会は全く関知しない。

再稼働の政治的判断の流れ



- 鹿児島県で予定されている政治的意思表示
- 8月31日川内行動
 - 9月9日県庁行動
 - 9月28日鹿児島行動など

● 川内原発関係では現在のところ、鹿児島県と薩摩川内市の共催の説明会が5回開催される予定。なお日程はまだ未定。
(薩摩川内市・いちき串木野市・阿久根市・日置市・さつま町)

● 出水市長 渋谷俊彦氏
「原発の再稼働に必ずしも反対というわけではないが住民が十分理解し納得できないのなら再稼働に向かうべきではない。」2014年6~7月頃 (2014年8月6日秘書広報課に電話で確認)

● 始良市市議会 鹿児島県知事に対する意見書「川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書」2014年7月17日 全会一致で採択

● いちき串木野市市議会 鹿児島県知事への意見書「市民の生命を守る実効性のある避難計画の確立を求める意見書」2014年6月26日 全会一致で採択

法律上、法的根拠はないが政治的権能を持つ
例 1：野田内閣時の大飯原発再稼働政治判断
例 2：菅内閣時の浜岡原発稼働停止判断
例 3：安倍首相発言「原子力規制委員会で安全と認められた原発はどんどん再稼働させます」

現在、福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中であることを考えれば原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の権能と責任はさらに大きい

原発立地地元、原発被害地元として明確な政治的意思表示が決定的に重要

また全国の原発再稼働の天王山とばかりに、全国の反原発市民運動の人々も、薩摩川内市や鹿児島市に結集する予定です。(13頁図2「原発再稼働に関する地元市民の意思表示」参照のこと) これらは必ずしもすべて地元の政治意志というわけにはいきませんが、同時に鹿児島現地に保守層の枠を超えて、川内原発再稼働に反対する、あるいは少なくとも慎重に構える層が急速にできあがりつつあることを意味しています。

鹿児島現地だけではなく、全国的にこうした「原発再稼働に反対する一般市民の政治的意思表示」がこれから決定的に重要となり、これが「再稼働へむけた政治的判断の流れ」を形作っていくことは今や確実な情勢です。実はこのことを一番鋭く見抜いて、一番恐れている人物が他ならぬ原子力規制委員会委員長・田中俊一氏でしょう。田中氏は2014年2月19日の記者会見で次のように述べています。今年の2月から3月頃は安倍首相も自民党の幹部たちも「政治的判断で再稼働させよ」の大合唱の時期でした。

「別に政府に対してお墨付きを与えるつもりでやっているわけではないので、**最終的には地元の住民も含めた国民の判断に関わってくるのだらうと思いますし、そこでその方たちがやはり信用できないということでだめだったら、なかなか再稼働には到達しないかも知れません**」(表16参照のこと)

来年の統一地方選挙を目の前にして、安倍政権も自民党も「再稼働に向けて政治判断をするのは得策ではない」とする空気が急速に広がっています。(安倍さんも随分つまらない男だな、と私は思います) 最近では新聞を使って、「再稼働は地元住民と電力会社が決めることだ」などという論調を流しはじめています。(規制庁の経産省出身の役人も私に同じことを言っていましたので、これは安倍政権・政府経産省が一体となった主張と見ることも可能です)

地元住民はともかく、再稼働を決めるのは電力会社だ、という主張は荒唐無稽です。電力会社は再稼働を望むからこそ規制基準適合審査申請をしているのでその再稼働に対する意志は明確です。今問題になっているのは誰が再稼働をするか(それは電力会社に決まっています)ではなくて、誰が再稼働の許可を与えるか、です。法的には規制委が許可を出すのですが、政治的には誰が許可を出すのかが問われているのであって、「再稼働を決めるのは電力会社だ」という議論は、再稼働の当事者と許可者を意図的に混同させた、子供だましみたいな話です。すぐに消えてなくなるでしょう。

安倍政権なり、内閣総理大臣たる安倍首相に、原発再稼働の最終的政治判断の責任があることは逃れられない事実です。また福島事故後にも原発稼働問題で内閣総理大臣がその政治判断をした実例があります。1回は事故直後の菅内閣の時でした。首相の政治判断で中部電力に浜岡原発の稼働中止を要請した時でした。もう一回は野田政権の時に、大飯原発の再稼働を「電気が足りなくなるので国民生活を守る」と称して関電に再稼働を認めた時です。もう一例は他ならぬ安倍首相の発言です。「**安全と確認された原発はどんどん再稼働させる**」とは、内閣総理大臣の再稼働に対する政治判断責任を強烈に意識した言葉でした。ましてや現在は福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中です。原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣は原発問題に関してほとんどオールマイティに近い権限をもっています。(13頁図2「内閣の最終的政治判断」参照のこと) その政治的責任から逃れることはできません。

しかし、「原発再稼働の政治の流れ」の中で、決定的に重要な

表16 規制委 田中委員長記者会見 速記録抜粋 (2014年2月19日)

(原子力規制委員会が再稼働のお墨付きを与えるんだ、という議論が政権内部や国会議論の中に見受けられるが、というフリーランス・カミデ記者の質問に対して)

- 田中委員長 そういうことを私が国会に行くと、よく目の前で総理も茂木大臣もおっしゃっているから、よく知っているんですけども、**そうではなくて、私たちの一番大事なことは、我々の判断に対して国民が信頼できるのかどうかということです。だから、そのところを私は大事にしたいと思うんです。**
私たちの判断を踏まえて、あとは今、政府とか何かはそういうものについて再稼働をさせよという言い方をされているというのは、私は別に否定する必要はないわけで、**別にこちらがお墨付きを与えるとか、そのためにやっているとかいう意識は全くないです。最終的にはやはり地元の住民も含めた国民の判断に関わってくるのだらうと思いますし、そこでその方たちがやはり信用できないということだめだったら、なかなか再稼働には到達しないかも知れません。**
でも、そこは我々の関与するところではないです。

【参照資料】原子力規制委員会 委員長定例会見(2014年2月19日) P7～P8 抜粋 <http://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20140219sokkiroku.pdf>

図3 朝日新聞(大阪本社版)2014年8月6日 10版 37面



のは、これまで見たように私たち市民の明確な政治的意思表示であることは動かせないところでは。まさに「黙っていたら「Yes」と同じ」です。

図3の朝日新聞の記事はどういうことはありません。朝日新聞に限らず大手マスコミは、これまで電力会社や経産省の世論操作によって紙面を作ってきました。一刻も早い再稼働を望む電力会社や経産省の意向に沿って、「川内原発9月に再稼働」秋口には確実」としてきました。しかし実際の流れは13頁図2で示した通りです。そして案の定、9月や秋口が近づくと「再稼働年内難しく」と書かざるを得ないおソマツの一席をお見せしたかっただけです。